

令和 7 年第 4 回神栖市議会定例会議案一覧表

| 議案番号     | 件 名                                    |
|----------|--|
| 議案第 1 号  | 神栖市職員の旅費に関する条例                         |
| 議案第 2 号  | 神栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例          |
| 議案第 3 号  | 神栖市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例          |
| 議案第 4 号  | 令和 7 年度神栖市一般会計補正予算（第 4 号）              |
| 議案第 5 号  | 令和 7 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）    |
| 議案第 6 号  | 令和 7 年度神栖市水道事業会計補正予算（第 1 号）            |
| 議案第 7 号  | 財産の取得について（追認）<br>・ L E D 防犯灯及び道路灯一式    |
| 議案第 8 号  | 財産の取得について（追認）<br>・ 神栖市立小中学校幼稚園空調設備一式   |
| 議案第 9 号  | 財産の取得について（追認）<br>・ 調光操作用装置一式           |
| 議案第 10 号 | 財産の取得について<br>・ 神栖市立中学校体育館 L E D 照明器具一式 |

## 令和7年第4回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

| 議案番号  | 件 名                           | 概 要   | 備考 |
|-------|-------------------------------|---|----|
| 議案第1号 | 神栖市職員の旅費に関する条例                | <p>国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等の施行を踏まえ、市の旅費制度について、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、公費の適正な支出を図るため、条例の全部を改正するものであります。なお、本改正に伴い改正する必要が生じた条例について、本条例の付則においてその一部を改正するものであります。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日当2,400円の廃止と宿泊手当上限2,400円の新設</li> <li>・宿泊料の定額廃止（県内外問わず1泊につき12,000円を上限として実費を支給）</li> </ul> |    |
| 議案第2号 | 神栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 | <p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。</p> <p><b>【制定内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的事項（趣旨、条例中の用語の定義、一般原則）</li> <li>・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（利用定員に関する基準、運営に関する基準について規定）</li> </ul>  |    |
| 議案第3号 | 神栖市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例 | <p>茨城県信用保証協会において、自治金融及び振興金融の保証期間の最長限度を延長することに伴い、融資期限を延長し、中小企業者の資金繰りの安定に資するため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条の表中の融資期限を、現行の7年から10年に改正</li> <li>・その他、軽微な文言の整理を行うもの</li> </ul>  |    |

## 令和7年第4回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

| 議案番号  | 件 名   | 概 要   | 備 考   |              |       |             |   |              |  |
|-------|---|---|-------|--------------|-------|-------------|---|--------------|--|
| 議案第4号 | 令和7年度神栖市一般会計補正予算（第4号）<br><br>補正内容の詳細は財政課作成資料を参照 | <p>補正是歳入歳出それぞれ10億6,182万9千円を追加し、補正後の予算規模を461億5,088万4千円とするものであります。</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr><td>補正前の額</td><td>45,089,055千円</td></tr> <tr><td>補 正 額</td><td>1,061,829千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>46,150,884千円</td></tr> </table> <p>補正の主な内容につきましては、ふるさと納税推進事業において、寄附の増加に伴い必要となる返礼品等に要する経費を措置し、寄附金を基金に積み立てるため、また、水道管整備に出資するため補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金等を充てるものであります。</p> | 補正前の額 | 45,089,055千円 | 補 正 額 | 1,061,829千円 | 計 | 46,150,884千円 |  |
| 補正前の額 | 45,089,055千円                                    |   |       |              |       |             |   |              |  |
| 補 正 額 | 1,061,829千円                                     |   |       |              |       |             |   |              |  |
| 計     | 46,150,884千円                                    |   |       |              |       |             |   |              |  |
| 議案第5号 | 令和7年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）                 | <p>補正是歳入歳出それぞれ109万5千円を追加し、補正後の予算規模を60億9,334万9千円とするものであります。</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr><td>補正前の額</td><td>6,092,254千円</td></tr> <tr><td>補 正 額</td><td>1,095千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,093,349千円</td></tr> </table> <p>補正の内容につきましては、介護給付費準備基金預入利率の変動に伴い、基金積立金を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、利子及び配当金を充てるものであります。</p>  | 補正前の額 | 6,092,254千円  | 補 正 額 | 1,095千円     | 計 | 6,093,349千円  |  |
| 補正前の額 | 6,092,254千円                                     |   |       |              |       |             |   |              |  |
| 補 正 額 | 1,095千円   |   |       |              |       |             |   |              |  |
| 計     | 6,093,349千円                                     |   |       |              |       |             |   |              |  |

## 令和7年第4回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

| 議案番号  | 件 名                             | 概 要  | 備考    |           |       |           |   |             |       |             |       |           |   |             |  |
|-------|---------------------------------|--|-------|-----------|-------|-----------|---|-------------|-------|-------------|-------|-----------|---|-------------|--|
| 議案第6号 | 令和7年度神栖市水道事業会計補正予算（第1号）         | <p>補正は、資本的収入の予定額を7億5,716万6千円追加し、14億7,759万3千円に、資本的支出の予定額を8億1,367万円追加し、26億7,145万7千円とするものであります。</p> <p>(資本的収入)</p> <table> <tr><td>補正前の額</td><td>720,427千円</td></tr> <tr><td>補 正 額</td><td>757,166千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,477,593千円</td></tr> </table> <p>(資本的支出)</p> <table> <tr><td>補正前の額</td><td>1,857,787千円</td></tr> <tr><td>補 正 額</td><td>813,670千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,671,457千円</td></tr> </table> <p>補正の内容につきましては、水道管整備に伴う国庫補助金が前倒しで交付されるため、令和8年度施工予定の工事費について補正するものであります。</p> | 補正前の額 | 720,427千円 | 補 正 額 | 757,166千円 | 計 | 1,477,593千円 | 補正前の額 | 1,857,787千円 | 補 正 額 | 813,670千円 | 計 | 2,671,457千円 |  |
| 補正前の額 | 720,427千円                       |  |       |           |       |           |   |             |       |             |       |           |   |             |  |
| 補 正 額 | 757,166千円                       |  |       |           |       |           |   |             |       |             |       |           |   |             |  |
| 計     | 1,477,593千円                     |  |       |           |       |           |   |             |       |             |       |           |   |             |  |
| 補正前の額 | 1,857,787千円                     |  |       |           |       |           |   |             |       |             |       |           |   |             |  |
| 補 正 額 | 813,670千円                       |  |       |           |       |           |   |             |       |             |       |           |   |             |  |
| 計     | 2,671,457千円                     |  |       |           |       |           |   |             |       |             |       |           |   |             |  |
| 議案第7号 | 財産の取得について（追認）<br>・LED防犯灯及び道路灯一式 | <p>更新及び新設により、LEDに対応した防犯灯及び道路灯を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。</p> <p><b>【取得価格】</b> 319,934,880円（税込み）※変更契約2回<br/> <b>【調達内容】</b> LED防犯灯8,724灯、LED道路灯292灯<br/>           ※令和7年3月31日現在<br/> <b>【取得予定日】</b> 令和10年4月1日</p>  |       |           |       |           |   |             |       |             |       |           |   |             |  |

**【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】（抄）**  
**第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。**

## 令和7年第4回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

| 議案番号   | 件 名                                 | 概 要  | 備 考 |
|--------|-------------------------------------|--|-----|
| 議案第8号  | 財産の取得について（追認）<br>・神栖市立小中学校幼稚園空調設備一式 | 各小中学校幼稚園に設置する空調設備を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。<br><br><b>【取得価格】 1,913,722,200円（税込み）</b><br><b>【調達内容】 空調設備（小学校14校331室、中学校8校174室、幼稚園4園22室）</b><br><b>【取得予定日】 令和11年4月1日</b> |     |
| 議案第9号  | 財産の取得について（追認）<br>・調光操作用装置一式         | 文化センター大ホール照明の調光操作用装置を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。<br><br><b>【取得価格】 42,586,560円（税込み）</b><br><b>【調達内容】 文化センター大ホール照明の調光操作用装置</b><br><b>【取得予定日】 令和8年9月1日</b>                 |     |
| 議案第10号 | 財産の取得について<br>・神栖市立中学校体育館LED照明器具一式   | 各中学校体育館に設置するLED照明器具を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。<br><br><b>【取得価格】 24,255,770円（税込み）</b><br><b>【調達内容】 体育館LEDランプ（中学校3校504本）</b><br><b>【取得予定日】 令和18年4月1日</b>                 |     |

## 提 案 理 由

令和 7 年第 4 回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

|             |     |
|-------------|-----|
| 条例に関するもの    | 3 件 |
| 予算に関するもの    | 3 件 |
| 財産の取得に関するもの | 4 件 |

でございます。

議案第 1 号につきましては、神栖市職員の旅費に関する条例についてであり、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等の施行を踏まえ、市の旅費制度について、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、公費の適正な支出を図るため、条例の全部を改正するものであります。なお、本改正に伴い改正する必要が生じた条例について、本条例の付則においてその一部を改正するものであります。

議案第 2 号につきましては、神栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてであり、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第 3 号につきましては、神栖市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例についてであり、茨城県信用保証協会において、自治金融及び振興金融の保証期間の最長限度を延長することに伴い、融資期限を延長し、中小企業者の資金繰りの安定に資するため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号につきましては、令和 7 年度神栖市一般会計補正予算（第 4 号）についてであり、補正是歳入歳出それぞれ 10 億 6,182 万 9 千円を追加し、補正後の予算規模を 461 億 5,088 万 4 千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、ふるさと納税推進事業において、寄附の増加に伴い必要となる返礼品等に要する経費を措置し、寄附金を基金に積み立てるため、また、水道管整備に出資するため補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金等を充てるものであります。

議案第5号につきましては、令和7年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてであり、補正是歳入歳出それぞれ109万5千円を追加し、補正後の予算規模を60億9,334万9千円とするものであります。

補正の内容につきましては、介護給付費準備基金預入利率の変動に伴い、基金積立金を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、利子及び配当金を充てるものであります。

議案第6号につきましては、令和7年度神栖市水道事業会計補正予算（第1号）についてであり、補正是、資本的収入の予定額を7億5,716万6千円追加し、14億7,759万3千円に、資本的支出の予定額を8億1,367万円追加し、26億7,145万7千円とするものであります。

補正の内容につきましては、水道管整備に伴う国庫補助金が前倒しで交付されるため、令和8年度施工予定の工事費について補正するものであります。

議案第7号から議案第9号につきましては、財産の取得について（追認）であり、LEDに対応した防犯灯及び道路灯、各小中学校幼稚園に設置する空調設備、文化センター大ホール照明の調光操作用装置の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号につきましては、財産の取得についてであり、各中学校体育館に設置するLED照明器具を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。